

壮警町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 2,513	千円 4,171,906	千円 97,897	千円 682,612	% 16.36	% 17.7

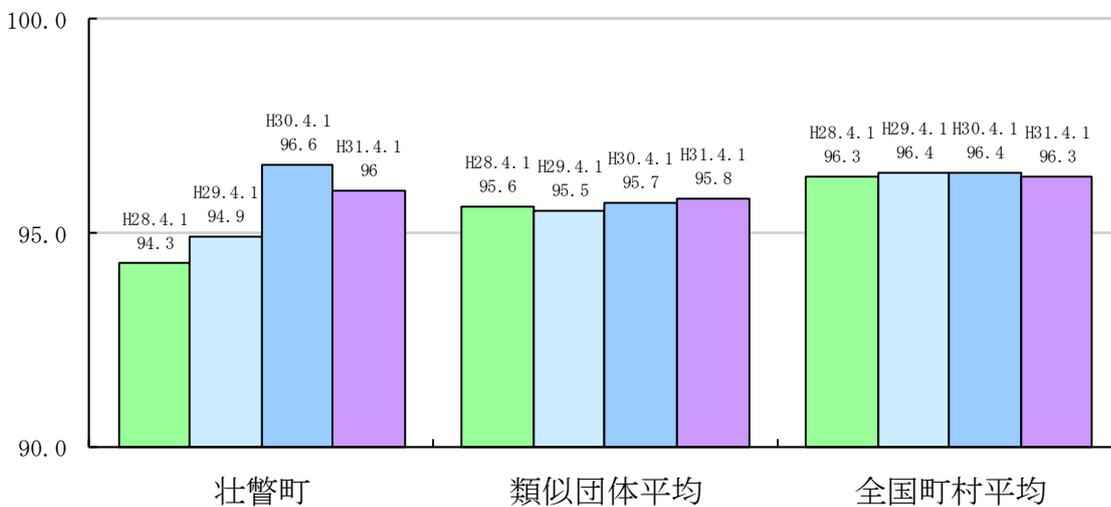
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
30年度	人 76	千円 290,687	千円 48,298	千円 118,178	千円 457,163

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)平成30年度平均一人当たり給与費
千円 6,015	千円 5,429

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給料表の引上率の相違及び職員構成の変動によるもの

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては給料表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給にかかる号給の引下げなし。3級以上の高位号給は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会確保の観点から、5級・6級に号給を増設。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給補償）を実施

②地域手当の見直し ※地域手当の支給はないため見直しなし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壮瞥町	44.2歳	327,100円	389,200円	368,118円
北海道	43.7歳	325,700円	392,414円	369,045円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	40.4歳	294,223円	344,020円	323,330円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壮瞥町	51.3歳	3人	303,200円	337,600円	316,147円
北海道	54.5歳	182人	334,000円	—	353,439円
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円
類似団体	49.3歳	2人	281,624円	308,109円	296,469円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
壮瞥町	35.4歳	329,200円	377,851円
北海道	45.3歳	378,100円	431,325円
類似団体	36.5歳	325,471円	395,615円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区 分		壮瞥町	北海道	国
一般行政職	大学卒	180,700円	180,700円	180,700円
	高校卒	148,600円	148,600円	148,600円

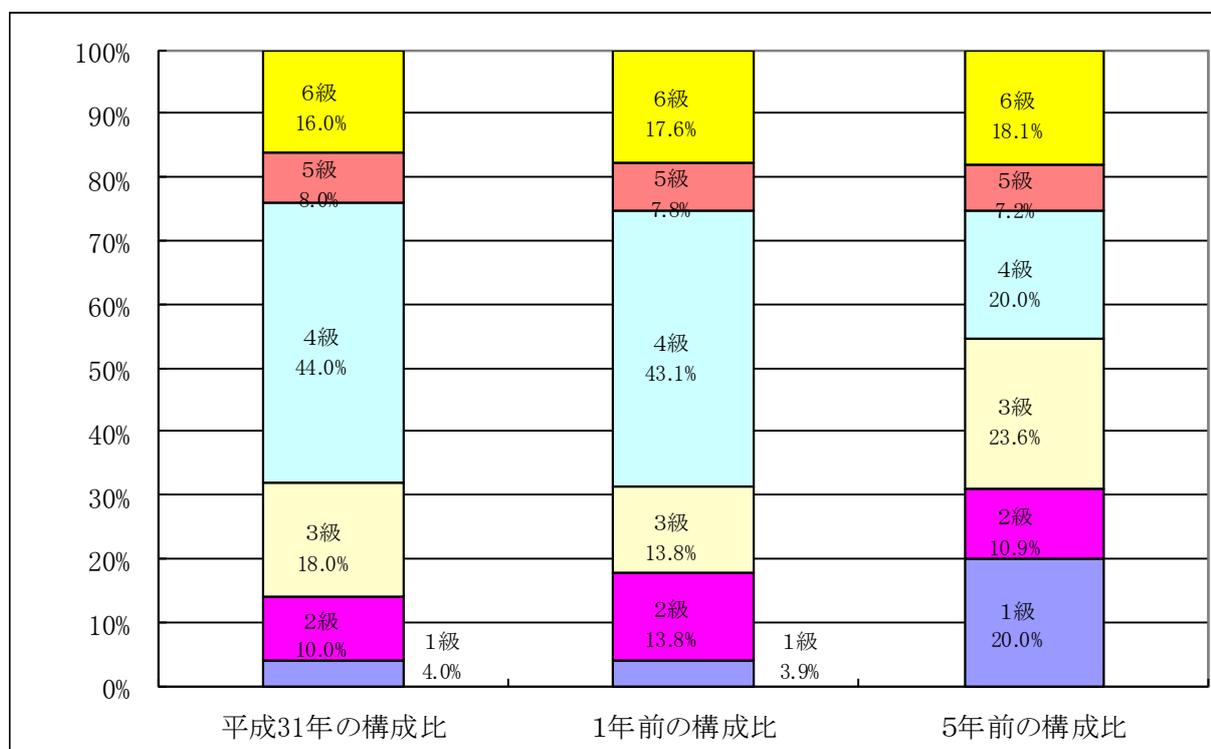
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(31年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師	2人	4.0%	144,100円	247,600円
2 級	主事	5人	10.0%	194,000円	304,200円
3 級	主査・主事	9人	18.0%	230,000円	350,000円
4 級	主幹・係長・主査	22人	44.0%	263,000円	381,000円

5 級	課長補佐・主任技師	人	%	円	円
		4	8.0	288,900	393,000
6 級	課長・参事	人	%	円	円
		8	16.0	319,200	410,200

(注) 1 壮瞥町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（壮瞥町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員
・人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	令和3年度	令和3年度

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

壮瞥町	北海道	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,548千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,687千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%
---	--	--

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（壮瞥町）

令和元年度中における運用	管理職員	一般職員
・人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	令和3年度	令和3年度

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

壮瞥町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 18,910千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		559千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		50,863円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		13.2%		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
選挙事務手当	選挙事務に従事した職員	選挙事務	千円	投票事務に12時間以上従事し、かつ、開票事務に従事した職員 30,000円ほか
遺体処理従事手当	行旅病死、水難死、災害死人等の遺体処理に従事する職員	遺体処理業務	千円	日額 3,000円
火葬等業務手当	(1)臨時に死体の火葬業務に従事する職員 (2)臨時に死産児、改葬等の火葬又は焼却業務に従事する職員	火葬業務	千円	日額 3,000円 日額 2,000円

伝染病防救治 作業手当	伝染病患者又は、伝染病の疑いのある患者の収容、伝染病菌の附着した疑いのある物件の処理、防疫作業等に従事する職員		千円	日額 1,000円
野犬掃討手当	野犬掃討作業に従事する職員	野犬掃討	千円	日額 1,000円
劇物等取扱手 当	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用する業務に従事する職員		千円	日額 300円
その他	任命権者が特に認定した業務に従事する職員		千円	日額 2,000円以内
教員特殊勤務 手当	教育職員が修学旅行の引率や部活動指導などに従事した職員	部活動指導	千円 559	日額 3,600円 ほか

(4) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	11,211千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	203千円
支給実績(29年度決算)	9,933千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	194千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給： 配偶者6,500円 配偶者以外の扶養親族10,000円(特定期間：5,000円加算)	同じ	—	10,520千円	263,000円
住居手当	借家で月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して27,000円を上限として支給	同じ	—	7,362千円	216,529円
通勤手当	通勤の為に自動車等を使用する職員に対して支給	同じ	—	1,365千円	68,250円
管理職手当	課長 50,000円/月 課長補佐 35,000円/月	異なる	支給額	6,296千円	419,733円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しな	同じ	—	83千円	11,857円

	い日又は休日において勤務した場合に支給				
宿日直手当	当直勤務を命ぜられた職員に対して支給。1回につき4,400円支給	同じ	—	493千円	16,433円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 世帯主（扶養有） ：23,360円 世帯主（扶養無） ：13,060円 その他：8,800円	同じ	—	6,721千円	89,613円
産業教育手当	農業に関する過程を置く高等学校の教員に対して支給。給料月額×8/100を支給	同じ	—	1,421千円	284,200円
単身赴任手当	異動等に伴い、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員に対して支給。30,000円+距離に応じた加算額支給	同じ	—	550千円	275,000円
義務教育等教員特別手当	高等学校に勤務する教育職員に対して支給。職務の級等の別に応じて定めた額を支給	同じ	—	565千円	47,083円
教育業務連絡指導手当	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等に支給。 1日につき200円支給	同じ	—	181千円	45,250円

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	720,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 827,000円/498,000円
	副 町 長	600,000円	667,000円/457,000円
報 酬	議 長	248,000円 (270,000円)	316,000円/186,300円
	副 議 長	198,000円 (215,000円)	265,000円/129,600円
	議 員	165,000円 (179,000円)	257,000円/109,000円

期末手当	町副町長	(30年度支給割合) 4.45月分
	議副議長	(30年度支給割合) 4.45月分
退職手当	町副町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 720,000円×4年×512.6/100=14,762,880円 任期毎 600,000円×4年×323.4/100=7,761,620円 任期毎
	備考	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

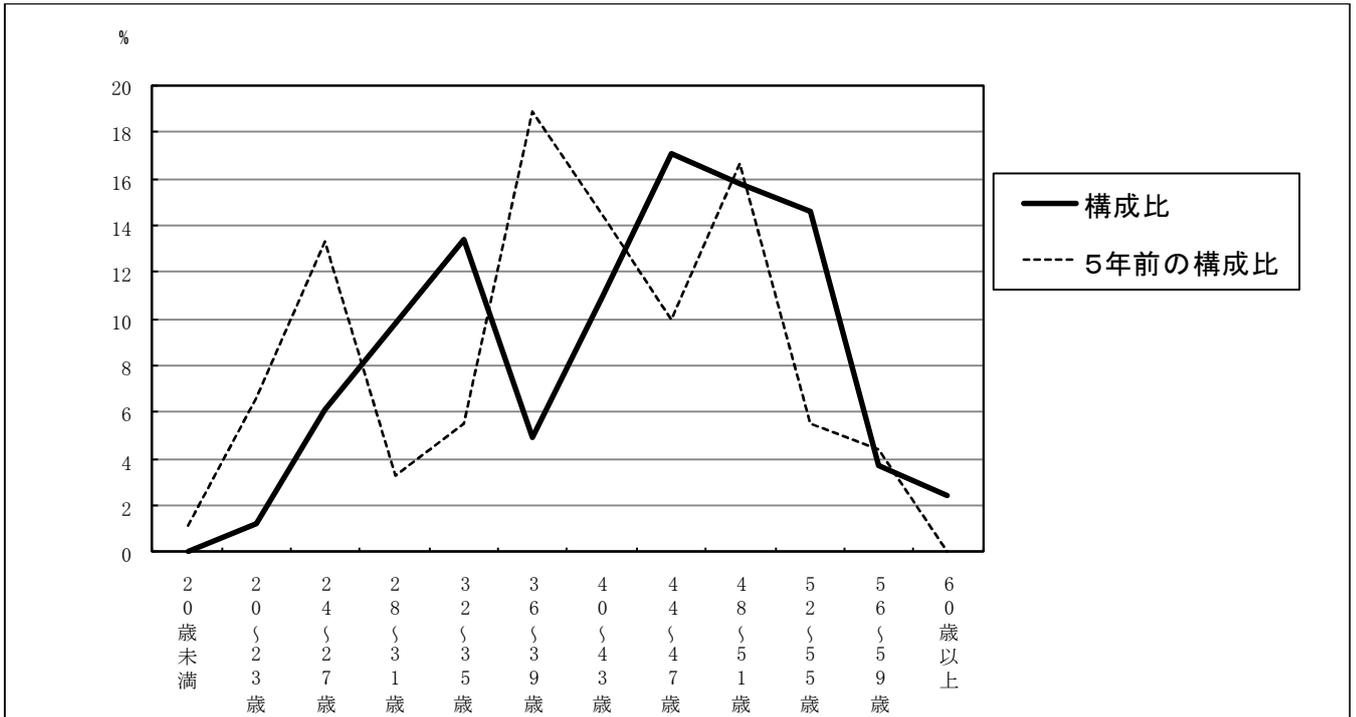
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年	平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1 △ 1	機構変動による増減	
		総務・企画	16	17			
		税 務	3	2			
		民 生	11	11			
		衛 生	7	7			
		農 林 水 産	4	4			
商 工		4	4				
土 木	7	7					
	計	53	53		<参考> 人口1万人当たり職員数 210.90人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 192.18人)		
	教育部門	23	23				
	消防部門						
	小 計	76	76		<参考> 人口1万人当たり職員数 302.43人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 225.77人)		
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	水 道	1	1			
		下 水 道	1	1			
		そ の 他	4	4			
	小 計	6	6				
合 計		82	82		<参考> 人口1万人当たり職員数 326.30人		
		[94]	[94]	[]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	5人	8人	11人	4人	9人	14人	13人	12人	3人	2人	82人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	58	58	56	53	53	53	△5(△8.6%)
教育	25	22	22	22	23	23	△2(△8.0%)
消防							(%)
普通会計計	83	80	78	75	76	76	△7(△8.4%)
公営企業等会計計	7	7	6	6	6	6	△1(△14.3%)
総合計	90	87	84	81	82	82	△8(△8.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。